

家計急変による奨学のための給付金について

授業料以外の教育費負担の軽減をはかる奨学のための給付金制度については、対象となる世帯は**通常【保護者全員の市町村民税・県民税の所得割額が0円（非課税）であること】**と要件に定められています。

しかし、今年度はコロナウイルスによる影響も鑑み、**課税されている世帯であっても、解雇等の家計急変が生じ、非課税世帯同等の収入状況となった場合は同様に支援を行うことができるようになりました。**

今回対象となる方（以下の要件を全て満たす方）

1. **保護者等全員の令和2年度の市町村民税・県民税の所得割額の合計が0円ではない（課税されている）**

2. **令和2年7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給する予定はない**

上記の1と2に当てはまらない方は7月申請（通常申請）の対象となる可能性があります。7月頃に学校から配布する緑の申請用紙で申請してください。

3. **保護者等が島根県内に住所を有している**

※奨学のための給付金制度は保護者等の居住地がある都道府県への申請となります。申請については、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※海外に住所を有している保護者のいる場合は、制度の対象外となります。

4. **生徒が、国公立高等学校または専攻科に在籍し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する。または、学び直し支援金、専攻科支援金の補助要件を満たす者である。**

※高等専門学校の場合は1～3年生のみが制度対象。

5. **児童福祉法による児童入所施設措置費を受給していない**

6. **解雇、倒産、離別、災害（コロナウイルス含む）等により家計が急変し、非課税である世帯に相当（※）すると認められる**

※具体的な収入基準については、ホームページで掲載しています。

○支給額

(表1)

申請名	家計急変の発生時期	支給額	提出締切
通年申請	令和2年6月までに 【オモテ面の□6.】が発生	32,300円～129,700円（年額） ※1,※2	令和2年 7月3日
随時申請	令和2年7月以降 【オモテ面の□6.】が発生	上記金額×（申請のあった翌月 ～3月の月数）÷12 ※2	令和3年 2月26日

※1 支給額は扶養状況、高校の課程等により変わります

※2 新入生の前倒し給付を受給している場合は、記載の額から前倒し給付の額を引いた金額が支給額となります。

○申請に必要な書類

1 申請書

通帳の写し、健康保険証の写し（ただし3-③として提出する場合は省略可）の貼付

2 家計急変事由確認書

※1、2は島根県のホームページからダウンロードしてご利用ください。

3 家計急変を証明する①～③それぞれの書類**①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類**

（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、罹災証明書等）

②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

（課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士または公認会計士の作成した書類等）

③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

（扶養親族の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）

提出期限：令和2年7月3日（金）各学校事務室

※ただし、上記は通年申請の提出期限であり、7月以降に家計急変が発生した場合は随時申請を受け付けます。

○様式等については、島根県ホームページに掲載しています。

【島根県 奨学給付金】で検索してください

○問い合わせ先：島根県教育委員会学校企画課（0852-22-5410）

mail：gakkokikaku@pref.shimane.lg.jp

※なお、認定の可否、支給額についてはお答えできません。

その他

島根県内の県立高等学校の授業料についても、同様に解雇、退職、災害（コロナウイルスを含む）等により収入が著しく減少した場合は家計急変による授業料減免を申請することができます。詳しくは島根県のホームページをご覧ください。

※なお、保護者の離別については就学支援金の認定を受けられる可能性があります。